

# 保育所保育料決定のお知らせ(令和6年度4月から8月分)

令和6年度4月から8月分の保育料を決定しましたのでお知らせします。  
保育料は、利用者負担額表の階層区分(父母の市民税額の合計額)に応じて決定しています。

## 【3歳児～5歳児】

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は無料です。  
延長保育料金、給食費、通園バス利用料、その他園が定める実費徴収分は引き続き保護者の負担となります。

## 【0歳児～2歳児】

保育料は父母の市民税の額の合計で決定します。  
階層区分認定の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除等の適用はありませんので、その控除前の税額で算定します。

※ 父母(ひとり親世帯の場合は父または母のみ)の収入が一定金額に満たない場合は、「家計の主宰者」(祖父母の収入の多いほう)の市民税額も合計します。

・保育時間(「保育標準時間」「保育短時間」)で金額が異なります。

・ひとり親世帯、しょうがい児(者)のいる世帯の保育料について

市民税所得割課税額が77,101円未満で、「ひとり親世帯等」に該当する場合は、年齢にかかわらず上の子から数えて、第2子以降なら無料になります。

・多子軽減の対象となる子の数え方について

年齢にかかわらず上の子から数えて、在園児が第2子なら半額、第3子以降なら無料になります。

・料金の変更について

下記に該当する方は、料金の算定に影響しますので、速やかに幼児課または園にご連絡ください。  
料金の変更は、お手続きいただいた翌月からの反映となりますので、必ず前月中にご連絡ください。  
(世帯員の 婚姻・離婚・死別・別居・同居・ひとり親認定・障害者手帳等の交付、有効期限切れ 等)

保育料	市町村民税の額
4月	令和5年度 (令和4年中の所得に基づく)
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	令和6年度 (令和5年中の所得に基づく)
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

・毎年9月に保育料の算定切替を行います。  
・今回は8月分までの保育料を決定しています。  
9月以降の保育料は、9月上旬にお知らせします。

・未申告などで市民税額が確認できない場合は、最高階層での保育料をご負担いただく場合があります。  
収入がなく非課税の場合であっても、税の申告を行ってください。

・保育料はお子さんをお預かりするのに必要な経費(の一部)に充てるお金です。納付相談もないまま保育料を滞納されると、滞納処分をすることがあるほか、利用調整において優先度が下がります。

## 例えば・・・

児童年齢 2歳児  
第2子  
保育の必要量 保育標準時間  
父の市民税額 所得割額 82,000円  
(均等割額 3,500円)  
母の市民税額 所得割額 34,500円  
(均等割額 3,500円)



の場合

◎ 父と母の市民税の所得割額を合計すると、  
116,500円。  
裏面の表の「所得割課税額97,000円以上  
133,000円未満」にあてはまるので、  
**D3階層**となります。  
保育標準時間の2歳児、第2子なので、  
縦の「保育標準時間」「2歳児」と横の「D3」  
が交わるマスの( )内の金額、  
17,000円が月額保育料になります。

課税証明書等に記載の税額は住宅ローン控除などが引かれていますので、保育料の算定にはその控除を足し込んで計算しなおす必要があります。詳しい算定方法は幼児課までお問い合わせください。

令和6年度利用者負担額表(保育所保育料)

【長浜市】

階層区分		利用者負担(月額)(円)					
		保育短時間			保育標準時間		
		0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
C1	均等割の額のみ課税世帯	9,600	0	0	9,800	0	0
		(4,800)	(0)	(0)	(4,900)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	4,100	0	0	4,200	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
C2	48,600円未満	13,700	0	0	14,000	0	0
		(6,850)	(0)	(0)	(7,000)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	6,100	0	0	6,300	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
D1	48,600円以上72,800円未満	21,100	0	0	21,500	0	0
		(10,550)	(0)	(0)	(10,750)	(0)	(0)
	ひとり親世帯等	6,300	0	0	6,400	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
D2	72,800円以上97,000円未満	26,500	0	0	27,000	0	0
		(13,250)	(0)	(0)	(13,500)	(0)	(0)
	72,800円以上77,101円未満でひとり親世帯等	7,900	0	0	8,100	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
D3	97,000円以上133,000円未満	33,400	0	0	34,000	0	0
		(16,700)	(0)	(0)	(17,000)	(0)	(0)
D4	133,000円以上169,000円未満	37,300	0	0	38,000	0	0
		(18,650)	(0)	(0)	(19,000)	(0)	(0)
D5	169,000円以上211,200円未満	44,700	0	0	45,500	0	0
		(22,350)	(0)	(0)	(22,750)	(0)	(0)
D7	301,000円以上397,000円未満	59,900	0	0	61,000	0	0
		(29,950)	(0)	(0)	(30,500)	(0)	(0)
D8	397,000円以上	69,700	0	0	71,000	0	0
		(34,850)	(0)	(0)	(35,500)	(0)	(0)

※各階層の下段( )内は第2子の金額です。第3子以降は階層にかかわらず無料になります。

※4月～8月までは前年度市町村民税で、9月～3月までは当該年度市町村民税で算定します。

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額控除、寄付金控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありませんのでその控除前の税額で算定します。

※保育料は児童の当該年度の4月1日時点の年齢により決定されますので、誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また年度途中で入所した場合も当該年度の4月1日時点の年齢により決定されます。

※保育料は月額です。日割り計算は行いません。

※1ヶ月すべてお休みされても、在籍している限り、その月の保育料がかかります。

※表中の「ひとり親世帯等」とは次に掲げる世帯をいいます。

「ひとり親世帯」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で

現に児童を扶養しているものの世帯

「在宅しょうがい児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯